

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年5月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800682号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900013号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年10月21日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年10月から平成28年8月までは15万円を19万円とする。

平成27年10月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年10月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年10月21日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年10月から平成28年8月までは20万円とする。

平成27年10月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額(第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年10月21日から平成28年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、保管している給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なっているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社及び同社の社会保険事務担当者は、請求者の請求期間について、請求内容どおりの標準報酬月額による届出及び保険料納付を行っていない旨回答又は陳述している上、日本年金機構が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額が記載されていることから、年金事務所は請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者は、請求期間の標準報酬月額の記録について、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正することを求めているところ、前述の給与明細書等により、請求者が、請求期間の標準報酬月額の改定及び決定の基礎となる期間において、第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、20万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800642号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900014号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成17年1月17日から平成27年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年1月から同年8月までは28万円を44万円、同年9月から平成19年5月までは26万円を34万円、同年6月から平成24年8月までは26万円を30万円、同年9月から平成27年9月までは26万円を28万円とする。
平成17年1月から平成27年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成17年1月から平成27年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : 平成17年1月17日から平成27年11月1日まで
ねんきん定期便を見ると、A社における請求期間に係る厚生年金保険の保険料納付額が、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額よりも低く記録されている。請求期間について、調査の上、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成17年1月17日から平成27年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び総合口座通帳により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求者の平成17年1月17日から平成27年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年1月から同年8月までは44万円、同年9月から平成19年5月までは34万円、同年6月から平成24年8月までは30万円、同年9月から平成27年9月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られないが、日本年金機構が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と同額であることから、事業主から当該届が提出され、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成27年10月1日から同年11月1日までの期間については、前述の給与明細書及び給与計算担当者の陳述により、厚生年金保険料の控除方法が翌月控除であったと推認できるところ、i) 請求者は、平成27年10月を最後にA社から給与の支払がなく、同社は倒産した旨主張していること、ii) 前述の総合口座通帳において、平成27年11月のA社からの給与振込が見当たらないこと、iii) 破産管財人から提出された請求者に係る平成27年分の貸金台帳を見ると、同年11月度給与の支給合計及び厚生年金保険の欄にはいずれも0円と記載されていること、iv) 平成27年分に係る給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額が、同年1月分から同年10月分までの給与明細書に記載された社会保険料計の合計額及び貸金台帳に記載された社会保険累計の額と一致していることから、事業主が、請求期間のうち、同年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

このほか、平成27年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成27年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800663号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年9月1日から昭和58年4月1日まで

請求期間においてA社に勤務したが、厚生年金保険の記録では当該期間における被保険者記録がない。

請求期間について、A社において厚生年金保険に加入していたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和56年9月1日から昭和57年8月31日までの期間について、雇用保険の記録、A社の元事業主及び元従業員の陳述から判断すると、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる一方で、昭和57年9月1日から昭和58年4月1日までの期間については、同社は請求者の資料を保管していない旨回答している上、請求者は同年3月1日にB社における雇用保険の被保険者資格を取得しており、請求者が当該期間にA社に勤務していたことは確認できない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、厚生年金保険の被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされているところ、オンライン記録によると、A社は請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではない上、同社は、請求期間に厚生年金保険に加入しておらず、請求者の当該期間における厚生年金保険料について、控除していなかった旨回答している。

さらに、A社の複数の元取締役は、請求期間当時における同社の従業員の厚生年金保険料について、控除されていなかった旨回答していることを踏まえると、請求期間当時において、同社では、請求者を含む従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。